

## 令和2年度矢巾町利用者負担額（保育料）

【参考】

2号・3号認定(保育時間認定)							
各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分	保育料						町階層
	0・1・2歳児クラス		3歳児クラス		4・5歳児クラス		
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯含む。)	0	0	0	0	0	0	1
市町村民税非課税世帯(母子等)	0	0	0	0	0	0	2a
市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	2
市町村民税所得割額	所得割の額が48,600円未満(母子等)	4,000	3,000	0	0	0	3a
	所得割の額が48,600円未満	11,000	9,000	0	0	0	3
	所得割の額が57,700円未満(母子等)	6,000	4,000	0	0	0	4a
	所得割の額が57,700円未満	19,000	16,000	0	0	0	4
	所得割の額が77,101円未満(母子等)	6,000	4,000	0	0	0	5a
	所得割の額が77,101円未満	19,000	16,000	0	0	0	5
	所得割の額が97,000円未満	19,000	16,000	0	0	0	6
	所得割の額が169,000円未満	35,000	32,000	0	0	0	7
	所得割の額が301,000円未満	47,000	43,000	0	0	0	8
	所得割の額が397,000円未満	51,000	47,000	0	0	0	9
所得割の額が397,000円以上	51,000	47,000	0	0	0	10	

1号認定(教育標準時間認定)		
各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分	保育料	町階層
	3歳児以上	
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯含む。)	0	1
市町村民税非課税世帯(母子等) (所得割非課税世帯含む)	0	2a
市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む) ※第2子以降は0円	0	2
市町村民税所得割額	所得割の額が77,101円未満(母子等)	3a
	所得割の額が77,101円未満	3
	所得割の額が211,201円未満	4
	所得割の額が211,201円以上	5

**【全認定共通 全国共通】**

一定の階層を下回る場合に、「多子世帯」または「ひとり親等世帯」に該当すると、半額または無料となる場合があります。

**【全認定共通 矢巾町独自】**

中学3年生以下から数えて、3番目以降の児童について「半額」となります。(同時入所及び小学3年生以下の軽減と併せて適用。)

**【2・3号認定 全国共通】**

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、  
 1番年齢の高い児童は金額表に定める額  
 2番目に年齢の高い児童は金額表の額の1/2  
 3番目以降年齢の高い児童は無料

当該年度の4月1日時点において満3歳に達しているものについての  
 この表の適用については、無料とする。

～利用者負担額(保育料)の算定期～

- ・本年4月から8月まで…昨年度の市町村民税に基づき計算
- ・本年9月から翌年3月まで…今年度の市町村民税額に基づき計算